

高齢者向け給付金制度のお知らせ

■所得の少ない高齢者向けの
年金生活者等支援臨時福祉給付金
給付対象者

平成27年度の臨時福祉給付金
対象者のうち、平成28年度中に
65歳以上となる方。

※平成27年度の住民税が課税さ
れていない方(住民税が課税
されている方の扶養に入っ
ている方を除く)で、昭和27年4
月1日以前に生まれた方が対
象となります

給付額

給付対象者1人につき3万円

申請方法

【申請先】

住民福祉課(平成27年1月1日
時点で日高町に住民票がある方)

【申請期間】

平成28年4月1日(金)
～平成28年7月1日(金)

【添付書類】

①本人確認書類

(住民基本台帳カード、運転免許
証、パスポートの写し。健康保険
証や年金証書など、顔写真がつ
いていないものは、官公署から
発行されているものが2点必要
です)

②口座が確認できる書類

(金融機関名、口座番号、口座
名義人「カナ」がわかる通帳や
キャッシュカードの写し)

【基準日】
平成27年1月1日

※一定の住居を持たない方でい
ずれの市区町村にも住民票が
ない方については、平成27年1
月2日以降であっても日高町
で住民票の手続を行えば申請
を行うことができます

※また、DV被害者等で、他の市
区町村から住民票を移さずに
日高町にお住まいの方につい
ては、日高町で申請を受け付け
ることができるとある場合がありま
すのでご相談ください



■ご注意!

△原則として、申請期間外の申
請は受けられませんのでご注意
ください。

△申請期間は、自治体によって異
なります。日高町以外が申請先と
なる方は、事前に該当する自治体
へ問い合わせるか、ホームページ
などをご確認ください。

ご用心

当該給付金をよそ
おった「振り込め詐
欺」や「個人情報詐
取」の発生が予測さ
れます。ご注意ください。
さい。

お心当たりのある方は、御
坊警察署(☎23・0110)
(または警察相談専用電話☎#
9110)や最寄りの駐在所ま
でご連絡ください。

■配偶者からの暴力を理由に
避難している方について

配偶者からの暴力を理由に、
基準日(平成27年1月1日)時点
で日高町へ住民票を移せないま
ま居住されている方は、事前に
申出が必要です。

また、申出には一定の要件が
必要ですので、詳しくは、住民
福祉課(☎63・3800)ま
で。

制度の概要について詳しくは
「臨時福祉給付金問合せ専用ダ
イヤル」(☎0570・037
192)まで。
(平日の9時～18時。ただし、4月
1日～7月31日は土日祝も開設)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

確認じゃ!
高齢者向け
給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

確認じゃ！ 高齢者向け給付金。

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成27年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が
異なります。

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上になる方



カクニンジャ

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

オー! み な い い きゅう ふ
0570-037-192 9時～18時(平日のみ。ただし、
4月1日～7月31日は土日祝も開設。)

■IP電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370 ■FAXでお問い合わせの場合: 06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「高齢者向け給付金」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare